

病気などで申告ができない場合

Q : 私の夫は個人事業者ですが、過労がたたってか、今月になって病気で入院してしまいました。確定申告の期限に間に合いそうにないのですが、どうしたらいいのでしょうか？

A : 税務署長宛に申請をすれば、申告期限の延長が認められる場合があります。

【解説】

所得税や消費税は、申告期限内に申告・納付をしなければなりません。次のような災害その他やむを得ない理由によって期限までに申告できないと認められるときは、税務署長は、その理由が止んだ日から2ヶ月以内限り、その期限を延長することができるかとされています。

- ① 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、地すべり、落雷その他の自然現象の異変による災害
- ② 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶、その他の人為による異常な災害
- ③ 申告等をする者の重疾病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

ご質問の場合、病気入院のため申告等ができないということですので、税務署長に申請をして認められれば、申告期限の延長が受けられることとなります。

また、納税者が病気になり、納付が困難になったという場合には、1年以内で分割納付が認められる納税猶予という制度もありますので、一度税務署に相談してみるといいでしょう。

